

令和4年度 川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

この調査結果は、「令和4年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」(以下「神奈川県の調査」という。)における本市の状況をまとめたものです。

1	概要・・・・・・・・・・	1
2	暴力行為の状況・・・・	3
3	いじめの状況・・・・	6
4	長期欠席の状況・・・・	12
5	参考資料・・・・・・・・	16

令和5（2023）年10月24日

川崎市教育委員会

1 概要

(1) 川崎市立小・中学校における暴力行為の概要

小学校における暴力行為の発生件数は239件で、前年度から45件増加しています。また、中学校における暴力行為の発生件数は197件で、前年度から50件増加しています。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、小学校で174件、中学校で138件となっています。また、繰り返し暴力行為を起こす児童生徒（1人で5件以上の暴力行為）は、小学校では13人で前年度から4人増加し、中学校では0人で前年度から1人減少しています。

暴力行為については、引き続き、暴力を明確に否定し、学校全体で暴力を許容しない雰囲気作りに取り組むとともに、暴力行為に至った児童生徒の声に丁寧に耳を傾け、その行為に至った理由、心情や抱えている背景等についての理解に努め、学校と保護者、関係機関との連携を図りながら継続的に指導や支援を行い、暴力行為の減少に努めてまいります。

(2) 川崎市立小・中学校におけるいじめの概要

小学校におけるいじめの認知件数は4,614件で、前年度から108件増加しています。また、中学校における認知件数は318件で、前年度から43件増加しています。

年度末におけるいじめの解消率は、小学校では、78%で、前年度から0.7ポイント増加しています。中学校では、79.6%で、前年度から2.2ポイント減少しています。また、追跡調査の結果、令和5年7月20日時点における、令和4年度に認知したいじめの解消率は、小学校では、98%、中学校では、91.5%でした。

いじめに対しては、全教職員が、いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に影響を及ぼす深刻な問題であることを改めて共通認識し、日常から学校全体で、人権尊重を基盤とした教育活動を展開するとともに、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や早期発見及び迅速かつ適切な対応が組織的にできる各学校の体制づくりへの支援に努めてまいります。

なお、引き続き、本市では毎年6月から7月末までの任意の1か月間を、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めています。さらに、いじめ防止対策推進法に基づいた組織的な対応が実践されるよう、令和5年3月に改訂した「いじめの初期対応の手引き」等を活用し、教員向けの校内外の研修を充実してまいります。

※ 「いじめの解消率」

平成27年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめの改善率」としていましたが、平成28年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめの解消率」としました。

(3) 川崎市立小・中学校における長期欠席の概要

小学校の長期欠席児童数は1,770人であり、そのうち不登校児童数は1,144人で、前年度から197人増加しています。不登校児童数の1,000人当たりの出現数は15.4人で、前年度から2.6人増加しています。また、中学校の長期欠席生徒数は2,012人であり、そのうち不登校生徒数は1,672人で、前年度から166人増加しています。不登校生徒数の1,000人当たりの出現数は55.6人で、前年度から5.4人増加しています。

不登校の要因の主たるものとして、「本人に係る状況」においては、小・中学校ともに「無気力、不安」が最も多く、「学校に係る状況」においては、小・中学校ともに「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなっています。

不登校の要因は、多様であり複合的な場合もありますので、日頃から一人ひとりに寄り添った教育相談やSOS出し方・受け止め方教育の充実と「チーム学校」による校内支援体制の強化を図り、不登校の未然防止、早期発見・早期支援の充実に努めてまいります。

また、不登校傾向の見られる児童生徒については、登校するという結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるよう、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な教育機会の確保に努めてまいります。

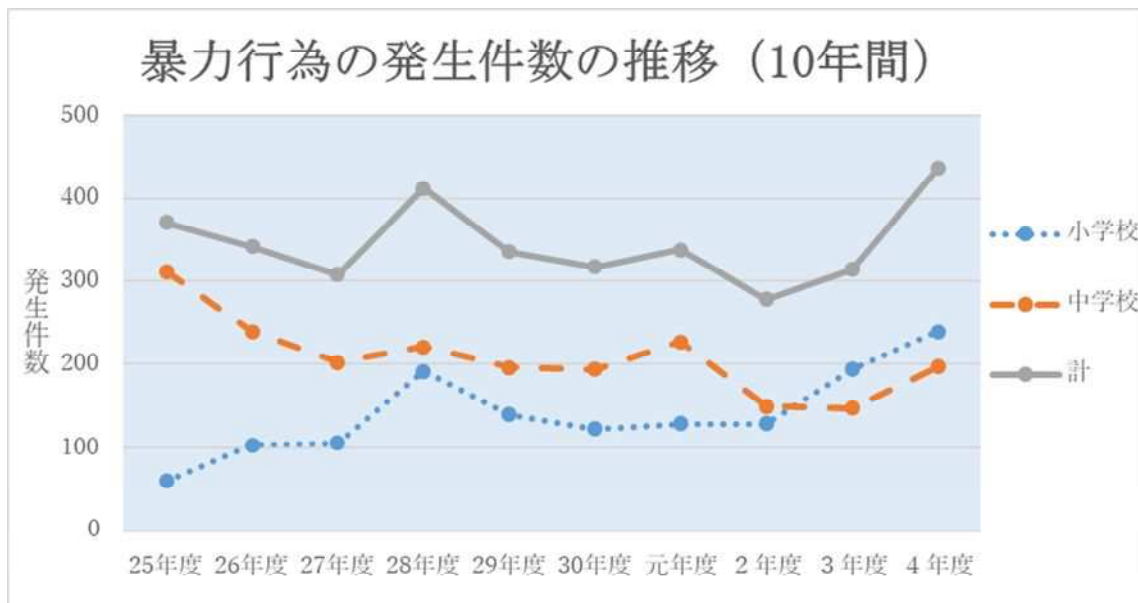
<調査対象> 川崎市立小学校：114校、川崎市立中学校：52校

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移（5年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	発生件数	123	129	129	194	239
	1,000人当たり	1.7	1.7	1.7	2.6	3.2
中学校	発生件数	194	227	150	147	197
	1,000人当たり	6.7	7.8	5.1	4.9	6.6
合計	発生件数	317	356	279	341	436
	1,000人当たり	3.1	3.4	2.7	3.3	4.2

「1,000人当たり」とは、1,000人当たりの出現数を表しています。



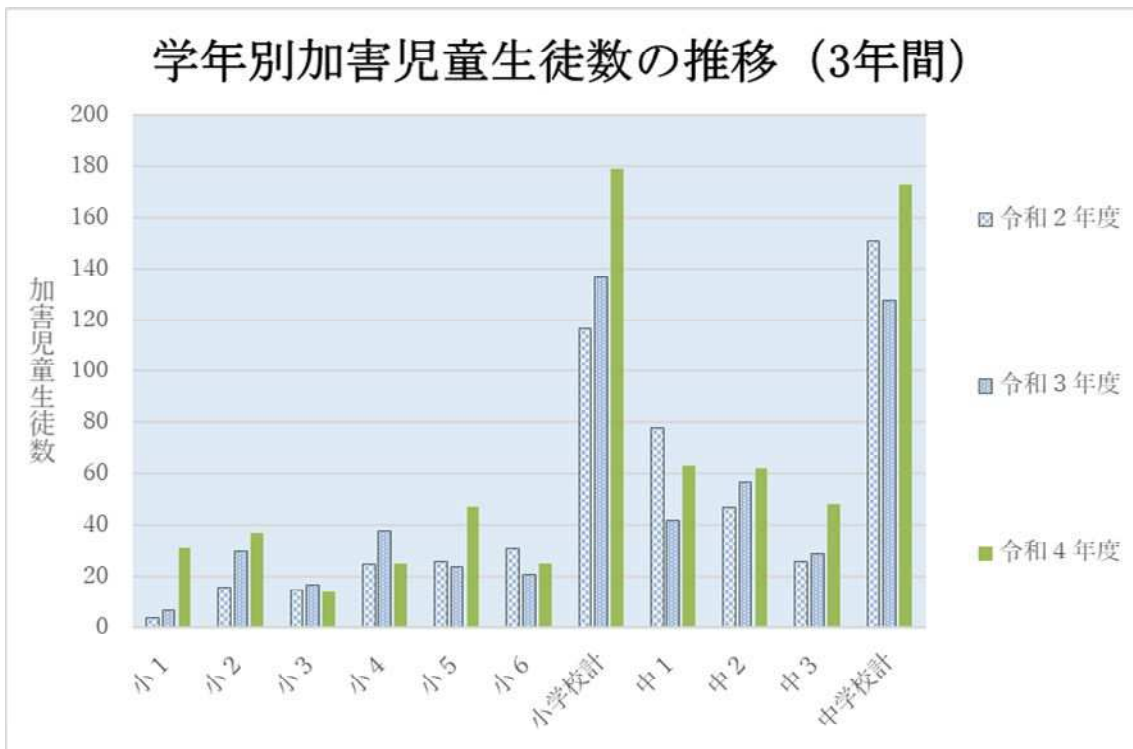
(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移（5年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	対教師暴力	23	34	38	38	31
	生徒間暴力	60	75	54	124	174
	対人暴力	13	2	3	2	0
	器物損壊	27	18	34	30	34
	合計	123	129	129	194	239
中学校	対教師暴力	32	38	13	16	16
	生徒間暴力	124	140	98	96	138
	対人暴力	3	6	6	1	1
	器物損壊	35	43	33	34	42
	合計	194	227	150	147	197

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5ページを御覧ください。

(3) 学年別の加害児童生徒数の推移 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計
令和2年度	4	16	15	25	26	31	117	78	47	26	151
令和3年度	7	30	17	38	24	21	137	42	57	29	128
令和4年度	31	37	14	25	47	25	179	63	62	48	173



(4) 繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数の推移 (5年間)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	4	8	4	9	13
中学校	5	6	0	1	0

1人で5件以上暴力行為を起こした人数

◆ 神奈川県調査による「暴力行為」の定義等

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

- ①「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸倉をつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭目掛けて椅子を投げつけた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- ②「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

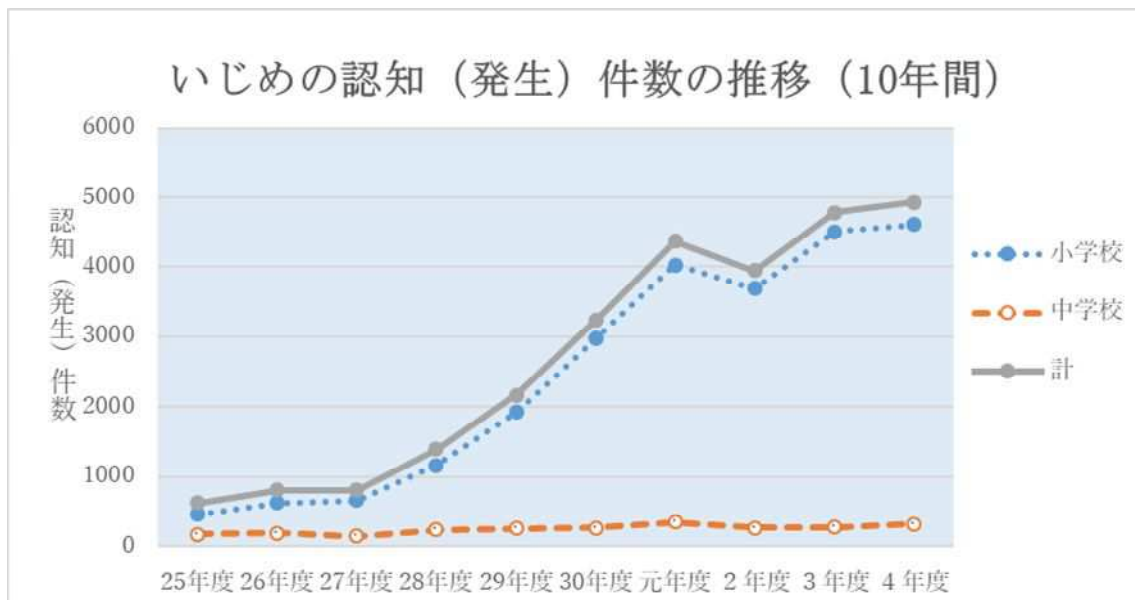
なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象としている。

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移（5年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	認知件数	2,973	4,027	3,688	4,506	4,614
	1,000人当たり	40.3	54.2	49.7	60.8	62.2
中学校	認知件数	263	349	260	275	318
	1,000人当たり	9.1	12.0	8.8	9.17	10.6
合計	認知件数	3,236	4,376	3,948	4,781	4,932
	1,000人当たり	31.5	42.3	38.0	45.9	47.3

「1,000人当たり」とは、1,000人当たりの出現数を表しています。



※平成25年度に「いじめ」の定義が変更されています。具体的には、11ページを御覧ください。

(2) いじめの学年別認知件数（5年間）

年度	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
平成30年度	611	498	551	460	462	391	2,973	130	92	41	263	3,236
令和元年度	665	556	733	733	700	640	4,027	177	113	59	349	4,376
令和2年度	762	630	591	678	612	415	3,688	141	79	40	260	3,948
令和3年度	766	972	795	756	665	552	4,506	122	121	32	275	4,781
令和4年度	826	844	835	832	747	530	4,614	148	108	62	318	4,932



(3) いじめの態様別認知件数

項目(※)	令和3年度		令和4年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	2,179	154	2,215	175
仲間はずれ、集団による無視をされる。	454	25	494	36
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,119	44	1,036	35
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	164	7	215	9
金品をたかられる。	21	5	35	2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	285	10	343	13
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	419	17	534	11
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	85	44	115	70
その他	107	7	13	11

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(4) いじめの発見のきっかけ

(件)

項目(※)		令和3年度		令和4年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見した。		2,270	114	2,140	100
内 訳	学級担任が発見した。	618	68	730	59
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	80	37	73	26
	養護教諭が発見した。	5	5	10	1
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見した。	6	0	14	0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	1,561	4	1,313	14
学校の教職員以外からの情報により発見した。		2,236	161	2,474	218
内 訳	本人からの訴え	1,141	88	1,356	122
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	781	56	832	62
	児童生徒(本人を除く)からの情報	261	10	197	24
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	42	5	81	7
	地域の住民からの情報	5	0	4	1
	学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	4	2	3	1
	その他(匿名による投書など)	2	0	1	1
計		4,506	275	4,614	318

※神奈川県調査項目の原文のままです。

(5) いじめられた児童・生徒の相談の状況

(件)

項目(※)		令和3年度		令和4年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任に相談した。		3,495	200	3,452	220
学級担任以外の教職員に相談した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)		455	49	520	73
養護教諭に相談した。		62	7	95	6
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。		37	5	62	5
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む。)		12	4	17	4
保護者や家族等に相談した。		1,112	77	1,404	91
友人に相談した。		194	14	449	26
その他(地域の人など)に相談した。		12	0	23	0
誰にも相談していない。		283	15	395	1

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(6) いじめの解消状況の推移（5年間）

小学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 7月20日
①解消しているもの(件)	2,136	2,944	2,588	3,484	3,599	4,520
解消率 (①/認知件数×100)	71.8%	73.1%	70.2%	77.3%	78.0%	98.0%

中学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 7月20日
①解消しているもの(件)	234	286	199	225	253	291
解消率 (①/認知件数×100)	89.0%	81.9%	76.5%	81.8%	79.6%	91.5%

小・中学校	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 7月20日
小学校で解消している件数	2,136	2,944	2,588	3,484	3,599	4,520
中学校で解消している件数	234	286	199	225	253	291
①合計	2,370	3,230	2,787	3,709	3,852	4,811
解消率 (①/認知件数×100)	75.0%	73.8%	70.6%	77.6%	78.1%	97.5%

※平成28年度調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」としました。

※令和5年7月20日の数字は、前年度末時点のいじめの認知件数について、次年度の令和5年7月20日時点での解消率を示したものです。

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する（令和4年度文部科学省調査から抜粋）。

(7) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

(校)

項目(※)	令和3年度		令和4年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	114	52	114	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	114	52	114	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	114	52	114	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	114	52	114	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	114	52	114	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	114	52	114	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	114	52	114	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	35	20	49	23
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	39	23	45	25
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	108	52	112	52
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	114	52	114	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	114	52	114	52

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号））をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

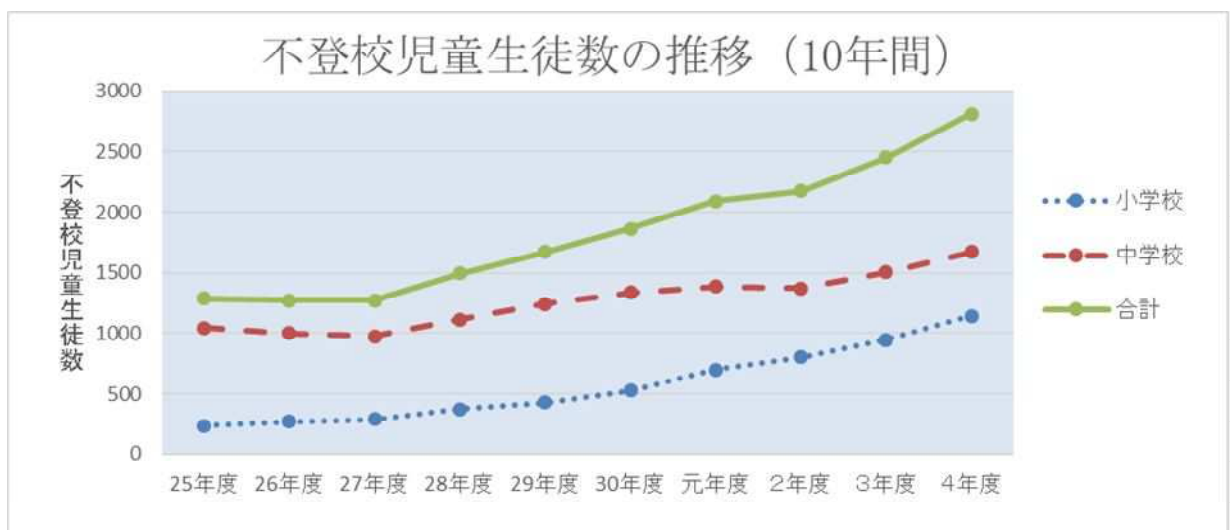
(1) 理由別長期欠席者数の推移（5年間）

年度	小学校					中学校				
	長欠	病気	不登校	新型コロナの 感染回避	その他	長欠	病気	不登校	新型コロナの 感染回避	その他
平成30年度	932	232	529		171	1,593	203	1,338		52
令和元年度	1,009	158	700		151	1,616	187	1,389		40
令和2年度	1,271	164	807	190	110	1,689	169	1,370	119	31
令和3年度	1,997	238	947	620	192	1,877	264	1,506	75	32
令和4年度	1,770	318	1,144	93	215	2,012	241	1,672	66	33

(2) 不登校児童生徒数と欠席日数別不登校児童生徒数の推移（5年間）

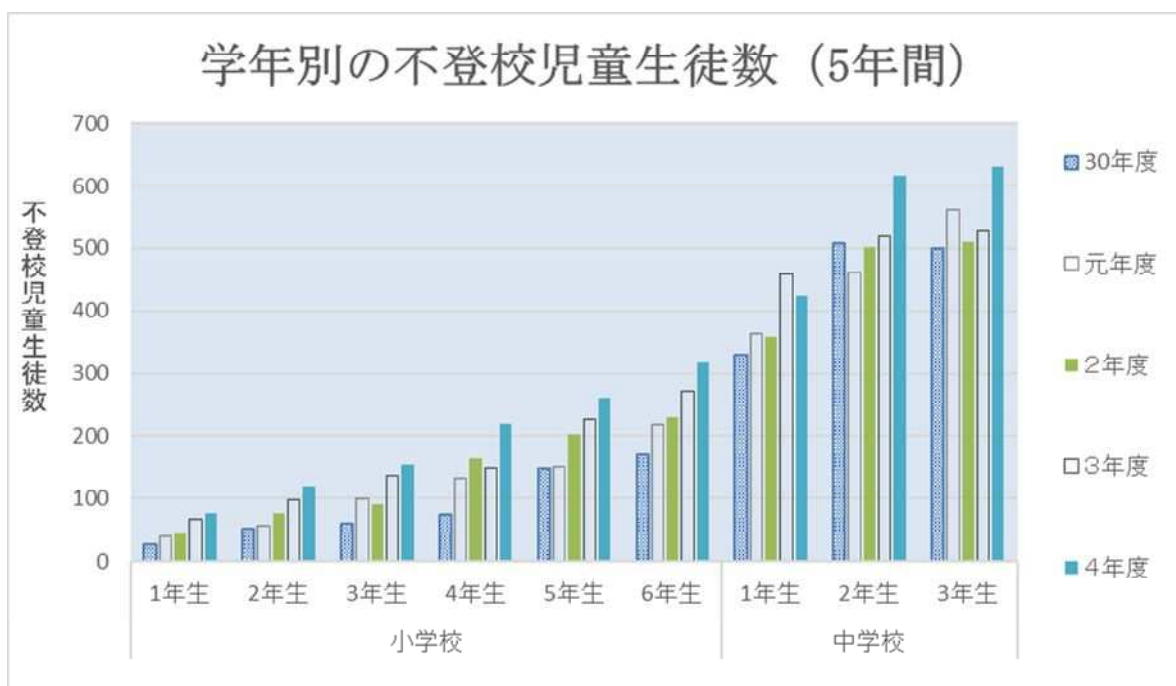
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数	不登校 出現率	人数	不登校 出現率	人数	不登校 出現率	人数	不登校 出現率	人数	不登校 出現率
小 学 校	不登校児童	529	7.2	700	9.4	807	10.9	947	12.8	1,144	15.4
	30日～89日	295	4.0	416	5.6	457	6.2	549	7.4	591	8.0
	90日以上	234	3.2	284	3.8	350	4.7	398	5.4	553	7.5
中 学 校	不登校生徒	1,338	46.2	1,389	47.6	1,370	46.1	1,506	50.2	1,672	55.6
	30日～89日	442	15.3	473	16.2	571	19.2	525	17.5	593	19.7
	90日以上	896	30.9	916	31.4	799	26.9	981	32.7	1,079	35.9
合 計	不登校児童生徒	1,867	18.2	2,089	20.2	2,177	21.0	2,453	23.6	2,816	27.0
	30日～89日	737	7.2	889	8.6	1,028	9.9	1,074	10.3	1,184	11.4
	90日以上	1,130	11.0	1,200	11.6	1,149	11.1	1,379	13.2	1,632	15.7

※不登校出現率は、1,000人当たりの数（不登校者数÷全児童生徒数×1,000）



(3) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1年	26	41	46	67	76
	2年	51	57	75	98	118
	3年	60	99	90	136	153
	4年	74	133	164	148	219
	5年	147	151	202	227	261
	6年	171	219	230	271	317
	合計	529	700	807	947	1,144
中学校	1年	329	364	359	460	424
	2年	509	463	501	519	617
	3年	500	562	510	527	631
	合計	1,338	1,389	1,370	1,506	1,672



(4) 中学校入学後の不登校者数の増加状況の推移（5年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学1年生の不登校児童生徒数	329	364	359	460	424
前年度6年生時の不登校児童数	119	171	219	230	271
増加数（人）	210	193	140	230	153

(5) 不登校の要因と分類

(件)

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記の該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動への不適応	学校のさまり等をめぐる問題	入学・転編入学・進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行		無気力、不安
小学校	①主たるもの	0	69	19	57	1	1	14	36	27	170	10	105	619	16
	②主たるもの以外に当てはまるもの	0	48	28	106	3	0	22	9	16	151	6	113	123	
中学校	①主たるもの	0	122	13	91	17	16	48	55	37	47	12	222	978	14
	②主たるもの以外に当てはまるもの	0	77	8	123	8	11	30	24	28	62	14	141	159	

※令和2年度から、「左記の該当なし」欄の②主たるもの以外にあてはまるものは、調査せず。

(6) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	児童数	184	205	328	351	396
	割合	34.8%	29.3%	40.6%	37.1%	34.6%
中学校	生徒数	327	272	348	352	390
	割合	24.4%	19.6%	25.4%	23.4%	23.3%
合計	児童生徒数	511	477	676	703	786
	割合	27.4%	22.8%	31.1%	28.7%	27.9%

◆ 神奈川県調査による「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときには、主な理由を1つ選ぶ。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を1つ選ぶ。

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を1つ選ぶ。（ここでいう、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由）は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指す。）

○「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」をいう。

○「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」「新型コロナウイルス感染回避」による者を除く。）」をいう。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

○「新型コロナウイルス感染回避」は「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患等で登校すべきでない」と校長が判断した者」をいう。

○「その他」は、「上記「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」をいう。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合
- ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

神奈川県暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和4年度				令和3年度				令和4年度、3年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,849	1,090	4,939	19.6	4,112	898	5,010	19.6	▲ 263	192	▲ 71	0.0
川崎市	239	197	436	4.2	194	147	341	3.3	45	50	95	0.9
相模原市	288	186	474	9.4	185	138	323	6.3	103	48	151	3.1
横須賀市	134	77	211	8.3	136	66	202	7.7	▲ 2	11	9	0.6
湘南三浦	834	292	1,126	14.7	523	200	723	9.4	311	92	403	5.3
県央	822	264	1,086	17.1	616	245	861	13.5	206	19	225	3.6
中	297	180	477	11.7	198	100	298	7.2	99	80	179	4.5
県西	249	240	489	21.9	260	159	419	18.4	▲ 11	81	70	3.5
神奈川県	6,712	2,526	9,238	14.6	6,224	1,953	8,177	12.7	488	573	1,061	1.8

2 いじめの認知件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和4年度				令和3年度				令和4年度、3年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	10,028	2,220	12,248	48.7	6,168	1,388	7,556	29.5	3,860	832	4,692	19.2
川崎市	4,614	318	4,932	47.3	4,506	275	4,781	45.9	108	43	151	1.4
相模原市	984	318	1,302	25.8	862	284	1,146	22.4	122	34	156	3.4
横須賀市	1,045	163	1,208	47.3	1,069	110	1,179	45.1	▲ 24	53	29	2.2
湘南三浦	3,426	965	4,391	57.3	2,471	793	3,264	42.5	955	172	1,127	14.8
県央	4,459	544	5,003	78.9	3,560	496	4,056	63.5	899	48	947	15.4
中	5,468	683	6,151	150.7	5,393	838	6,231	150.8	75	▲ 155	▲ 80	▲ 0.1
県西	1,845	705	2,550	114.3	1,741	636	2,377	104.5	104	69	173	9.8
神奈川県	31,869	5,916	37,785	59.5	25,770	4,820	30,590	47.7	6,099	1,096	7,195	11.8

3 理由別長期欠席児童・生徒数 [地域別] (中等教育学校(前期課程)を除く)

※は1,000人あたりの人数

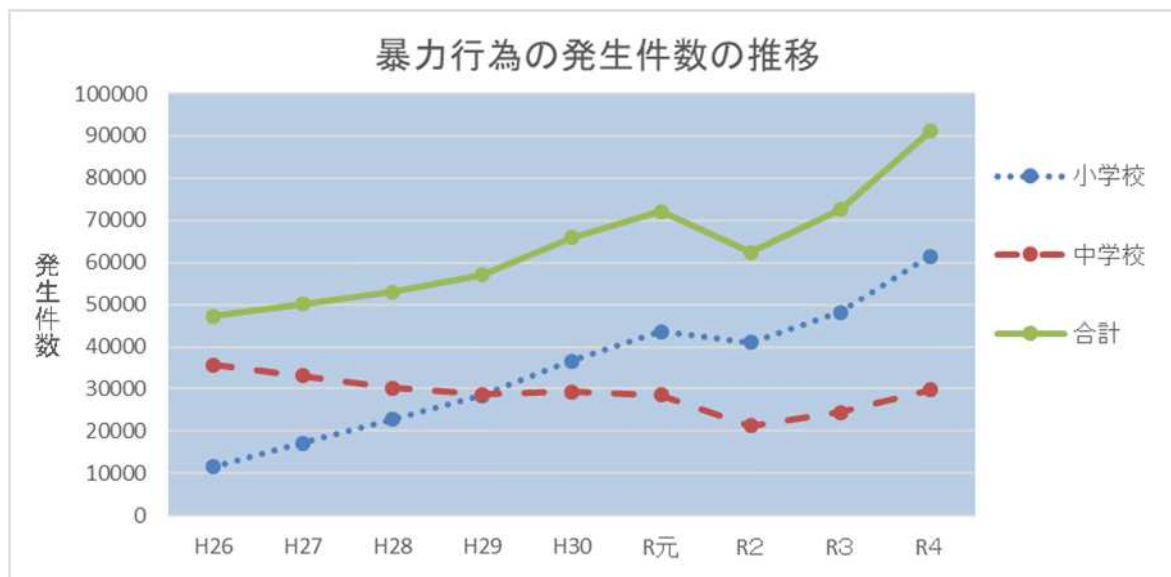
		令和4年度						令和3年度						令和4年度、3年度比較					
		長期欠席						長期欠席						長期欠席					
		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他
横浜市	小	5,330	3,469	423	0	603	835	6,536	2,635	541	0	2,041	1,319	▲ 1,206	834	▲ 118	0	▲ 1,438	▲ 484
	中	5,441	4,701	396	0	181	163	5,370	3,981	387	0	601	401	71	720	9	0	▲ 420	▲ 238
	合計	10,771	8,170	819	0	784	998	11,906	6,616	928	0	2,642	1,720	▲ 1,135	1,554	▲ 109	0	▲ 1,858	▲ 722
	※	42.8	32.5					46.6	25.9					▲ 3.8	6.6			▲ 1.858	▲ 722
川崎市	小	1,770	1,144	318	0	93	215	1,997	947	238	0	620	192	▲ 227	197	80	0	▲ 527	23
	中	2,012	1,672	241	0	66	33	1,877	1,506	264	0	75	32	135	166	▲ 23	0	▲ 9	1
	合計	3,782	2,816	559	0	159	248	3,874	2,453	502	0	695	224	▲ 92	363	57	0	▲ 536	24
	※	36.3	27.0					37.2	23.6					▲ 0.9	3.4			▲ 536	24
相模原市	小	1,057	585	213	0	38	221	1,003	438	130	0	321	114	54	147	83	0	▲ 283	107
	中	1,440	1,226	133	0	52	29	1,157	929	92	0	104	32	283	297	41	0	▲ 52	▲ 3
	合計	2,497	1,811	346	0	90	250	2,160	1,367	222	0	425	146	337	444	124	0	▲ 335	104
	※	49.6	36.0					42.3	26.7					7.3	9.3			▲ 335	104
横浜賀市	小	780	445	162	0	16	157	679	376	108	0	93	102	101	69	54	0	▲ 77	55
	中	808	630	124	0	8	46	726	561	103	0	15	47	82	69	21	0	▲ 7	▲ 1
	合計	1,588	1,075	286	0	24	203	1,405	937	211	0	108	149	183	138	75	0	▲ 84	54
	※	62.2	42.1					53.8	35.9					8.4	6.2			▲ 84	54
湘南三浦	小	1,571	894	279	0	69	329	1,548	729	218	0	342	259	23	165	61	0	▲ 273	70
	中	1,944	1,501	340	1	17	85	1,697	1,218	282	0	125	72	247	283	58	1	▲ 108	13
	合計	3,515	2,395	619	1	86	414	3,245	1,947	500	0	467	331	270	448	119	1	▲ 381	83
	※	45.9	31.3					42.3	25.4					3.6	5.9			▲ 381	83
県央	小	1,597	701	249	0	91	556	1,856	564	172	0	297	823	▲ 259	137	77	0	▲ 206	▲ 267
	中	1,928	1,330	291	0	15	292	1,688	1,165	192	0	106	225	240	165	99	0	▲ 91	67
	合計	3,525	2,031	540	0	106	848	3,544	1,729	364	0	403	1,048	▲ 19	302	176	0	▲ 297	▲ 200
	※	55.6	32.0					55.5	27.1					0.1	4.9			▲ 297	▲ 200
中	小	971	532	214	0	62	163	786	360	191	0	115	120	185	172	23	0	▲ 53	43
	中	1,119	800	263	0	15	41	925	627	198	0	79	21	194	173	65	0	▲ 64	20
	合計	2,090	1,332	477	0	77	204	1,711	987	389	0	194	141	379	345	88	0	▲ 117	63
	※	51.2	32.6					41.4	23.9					9.8	8.7			▲ 117	63
県西	小	567	217	98	0	65	187	576	218	105	0	169	84	▲ 9	▲ 1	▲ 7	0	▲ 104	103
	中	640	446	116	0	7	71	565	375	118	0	39	33	75	71	▲ 2	0	▲ 32	38
	合計	1,207	663	214	0	72	258	1,141	593	223	0	208	117	66	70	▲ 9	0	▲ 136	141
	※	54.1	29.7					50.2	26.1					3.9	3.6			▲ 136	141
神奈川県	小	13,643	7,987	1,956	0	1,037	2,663	14,981	6,267	1,703	0	3,998	3,013	▲ 1,338	1,720	253	0	▲ 2,961	▲ 350
	中	15,332	12,306	1,904	1	361	760	14,005	10,362	1,636	0	1,144	863	1,327	1,944	268	1	▲ 783	▲ 103
	合計	28,975	20,293	3,860	1	1,398	3,423	28,986	16,629	3,339	0	5,142	3,876	▲ 11	3,664	521	1	▲ 3,744	▲ 453
	※	45.6	32.0					45.2	25.9					0.4	6.1			▲ 3,744	▲ 453

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

全国の暴力行為、いじめ、不登校の状況

1 小・中学校における暴力行為の発生件数の状況について

(1) 暴力行為の発生件数の推移



(件)

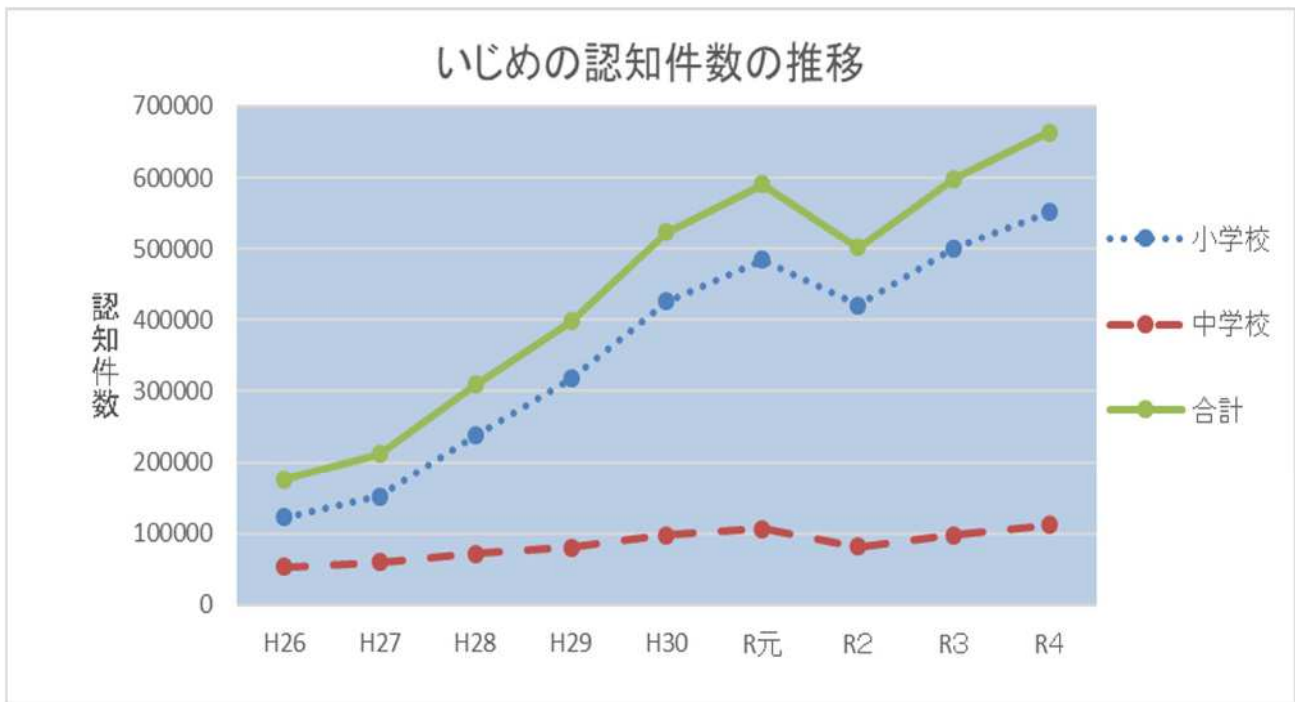
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	11,472	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138	61,455
中学校	35,683	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450	29,699
合計	47,155	50,151	52,989	57,017	65,856	72,132	62,349	72,588	91,154

(2) 1,000人当たりの発生件数の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	全国	1.7	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9
	川崎	1.4	1.5	2.6	1.9	1.7	1.7	1.7	2.6	3.2
中学校	全国	10.1	9.5	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2
	川崎	8.3	6.9	7.6	6.7	6.7	7.8	5.1	4.9	6.6

2 小・中学校におけるいじめの認知件数の状況について

(1) いじめの認知件数の推移



(件)

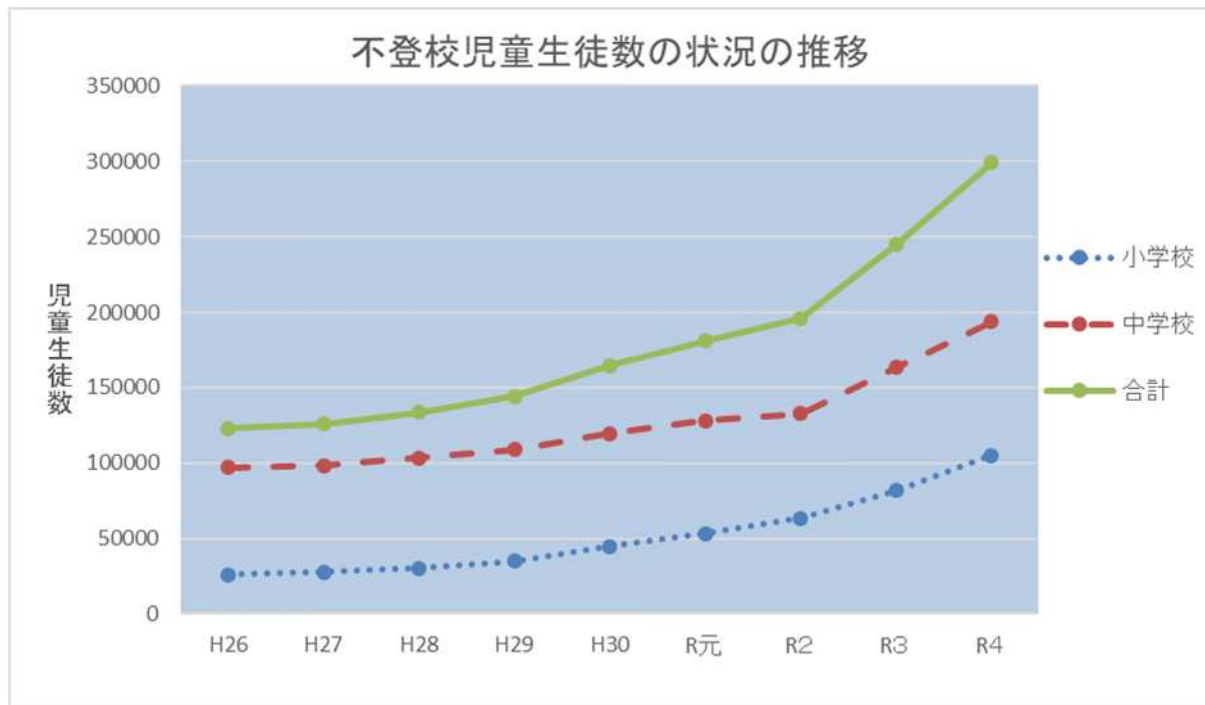
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944
中学校	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404
合計	175,705	211,194	308,565	397,545	523,548	591,069	501,774	598,499	663,348

(2) 1,000人当たりの認知件数の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	全国	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1
	川崎	8.7	9.2	16.1	26.4	40.3	54.2	49.7	60.8	62.2
中学校	全国	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3
	川崎	6.4	5.0	7.9	8.6	9.1	12.0	8.8	9.2	10.6

3 小・中学校における不登校児童生徒数の状況について

(1) 不登校児童生徒数の状況の推移



(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	104,265
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	185,810
合計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	290,075

(2) 1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	全国	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
	川崎	3.8	4.1	5.2	5.9	7.2	9.4	10.9	12.8	15.4
中学校	全国	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
	川崎	34.8	33.4	38.2	42.4	46.2	47.6	46.1	50.2	55.6